



若草南小学校

「学校いじめ防止基本方針」 2022 年度

1. いじめ問題に対する基本的な考え方
2. いじめ対策の組織
3. 未然防止の取り組み
4. 早期発見の取り組み
5. いじめへの対処
6. 重大事態への対応
7. その他の留意事項
8. いじめ防止指導計画の作成

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめほどの子ども、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があり、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」「居心地の良い場所づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基

本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法2条）

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

- ・いじめは絶対に許されない。
- ・いじめは、いじめる側が100%悪いという毅然とした態度を徹底する。
- ・いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、様々な態様がある。

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

いじめても良いという理由など絶対はない。

(6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

(9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

(10) 現行の基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかやふざけ合い等も背後にある事情を調査する。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校評議委員、警察等）

「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

3. 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」「居心地の良い場所づくり」を始めと

する未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、「自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育てることである。」とともに、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。[道徳教育の充実](#)、[障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等](#)、[特に配慮が必要な児童への組織的な指導を行う](#)。

- ・「いじめ対策委員会」は、機に応じて、いじめ問題にかかわる事例研究会（ケース会議）を職員会議後開催する。
- ・すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートしないようにする。
- ・「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。
- ・家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。
- ・いじめ防止強化週間を設定し、児童・保護者・地域住民への啓発を行う。
- ・PTA活動でも、主体的な取り組みが行えるよう、役員会を充実させる。

4. 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。いじめは、いつでも、どこにでも、誰にでもあることを常に意識し、決して見逃さないことが重要である。また、事案と思われる状況と思われる時は、個に寄り添った対応をするとともに、複数の教職員による対応も構想する。

日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。また、アンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

さらに、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手立て

① アンケート調査

他必要に応じて実施する。

② 学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳

児童理解の手法を組織的に情報交換し、様々な児童理解の引き出しを準備する。

③ Q・Uの実施と考察

年間2回、全学年で実施する。

④ 個人面談（児童対象）

必要に応じ児童に対し、担任・SC等が面談する。

⑤ 1日観察日、ふれあい日

毎月2回「一日観察日」（「若南ふれあいの日」＝「きずなの日」）を設定し、全職員が児童の登校時から下校時まで可能な限り（特に中休み、昼休み、放課後を活用）児童の近くに寄り添い、その様子をじっくりと観察する。

⑥ 日々の観察

担任ではなく、学年を超えて接する職員からの情報が貴重であるという認識を持ち、様々な角度からの情報が得られるようにする。

⑦ 個別懇談（保護者対象）

必要に応じて随時実施する。（担任、SC等が応じる）

⑧ 保健室の様子を随時情報として共有する。

⑨ 周りの友達からの相談

⑩ 保護者からの相談

⑪ 地域の方からの情報

5. いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に配慮した指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、必要に応じて所轄警察署と相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、「いじめ対策委員会」が中心となり、設置者からの指示に従って必要な対応を図る。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

5 いじめが起きた集団への働きかけ

6 ネット上でのいじめへの対応

インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける。

7 いじめに対する措置

いじめが「解消」と判断するためには、いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）、被害者が心身の苦痛を感じていないことの2要件を満たされなければならないということを共通理解し、長期的な展望のもと取り組む。

6. 重大事態への対応

1 調査を要する重大事態の例

- ・ 生命、身体または財産に重大な被害が生じた場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 児童が自殺を企てた場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 精神性疾患を発症した場合
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

なお、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態ととらえる。

- ・ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

2 調査主体

学校は、学校の設置者への報告・指導を受けその調査を行う主体やどのような調査組織にするのかを判断する。

① 教育委員会が調査の主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合がある。

② 学校が調査主体となる場合

学校の設置者から必要な指導及び人的配置も含めた適切な支援要請する。

3 調査を行う組織

学校におけるいじめ防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。ただし、構成員の中に調査対象となるいじめ事案の関係者と直接的な人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合は、新たに適切な専門家を加えるなど、公平・中立を確保する。

4 調査の趣旨及び調査の方法

事実関係を明確にするための調査の実施、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃）から・誰によって行われ・どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、予想や噂・主観的な感情などを排除し、客観的な事実関係を速やかに調査することに主眼を置く。

また、学校の設置者・学校自身にとって不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は学校の設置者及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問し調査や聞き取り調査等を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を抑制する。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者から積極的な指導・支援を得るとともに、関係機関ともより適切に連携を図る。

② いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合（入院等）

- ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査は、原則在籍児童や教職員等に対して質問し調査や聞き取り調査などを行う。

③ いじめられた児童が死亡した場合

- ・その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。
- ・遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意をしておく。
- ・できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的、かつ総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・学校が調査を行う場合においては、学校の設置者から情報の提供について必要な指導を受ける。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性のあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別な注意が必要であることを確認する。

④ その他

- ・ 事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要である。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がった足り、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

5 調査結果の提供及び報告

① 調査結果の適切な提供

- ・ 学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して適時・適切な方法説明をする。これらの情報の提供にあたっては、学校の設置者又は学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供をする。

② 調査結果の報告

- ・ 調査結果の報告については、当該地方公共団体の長に報告をする。

7. その他の留意事項

1 校務の効率化

児童と向き合う時間の確保。(特に「きずなの日」の業間・昼休み・放課後等を積極的活用) 教職員の業務の見直しを行い、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制を充実させる。

2 学校評価

体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組の継続

3 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築。より地域・保護者の協力を得られるようにする。

また、1学期開催の「地区会議」の充実を図り、いじめ防止の取り組みが、保護者、地域へと広がるようにする。

4 子どもの側からいじめ対策が進められるよう、学級活動等で取り組む。

5 各月の長期欠席児童生徒調査結果から、いじめが事由と推定される事案については、注意深く見守り、かつ状況調査も行い、いじめが原因で30日以上の不登校となった時は、重大事案として「いじめ対策委員会」による調査を開始し、市教育委員会・関係諸機関とも連携を図る中で、事案解決

に向けて、対策を進める。また市教育委員会に逐次報告する。

6 いじめが解消したとされる以下の2つの要件を満たした時とする。

- 1) いじめにかかる行為が止んでいること。(3か月を目安とする)
- 2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

この2つの要件による判断は、被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

8. いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議 ※地区会議	教員研修	職員会議
防止対策	学級開き 懇談会等で啓発	事案発生時に緊急対応会議の開催		ネット防犯教室 学年懇談		教育相談機関 SCとの面談
早期発見	★若南ふれあいの日 Q-Uの実施と結果の考察	★若南ふれあいの日 いじめ防止強化週間	★若南ふれあいの日 いじめアンケート	★若南ふれあいの日 学校評価	教育相談機関	★若南ふれあいの日
		SCとの面談等				

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議	職員会議
防止対策	★若南ふれあいの日 人権教室(福祉講話)	★若南ふれあいの日	★若南ふれあいの日	★若南ふれあいの日	★若南ふれあいの日 学年懇談	★若南ふれあいの日
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察 いじめ防止強化週間	いじめアンケート	個別懇談 教育相談機関	学校評価	SCとの面談	教育相談機関
		SCとの面談等				

※各担任が計画的に年間通して個別面談を実施する。

いじめアンケート

は、定期的に行うが、必要に応じて実施する場合もある。

令和4年4月25日 改訂